

資料1

平成31年度用 一般図書選定案

学校名	会社名	図書名
東岐波小学校	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1(改訂版) (ひらがなのことば・文・文章の読み)
	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2(改訂版) (ひらがなの読み書き)
	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2 (1対1対応、1～5の数、5までのたし算)
	ナツメ社	子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん
	ポプラ	おととあそぼうシリーズ7 ドン!ドン!ドン!たいこ
	学研	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん
	リーブル	あっちゃんあがつくたべものあいうえお
	童心社	14ひきのシリーズ 14ひきのあさごはん
岬小学校	こばと	中級編ジャンプアップ とけい・おかね・カレンダー
	成美堂出版	いちばんわかりやすい 小学生のための学習日本地図帳
	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1(改訂版) (ひらがなのことば・文・文章の読み)
	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2(改訂版) (かたかな・かん字の読み書き)
	同成社	ゆっくり学ぶ子のための 国語4
	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3 (6～9のたし算、ひき算、位取り)
	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)
川上小学校	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3(改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く)
	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5 (3けたの数の計算、かけ算、わり算)

資料2

宇部市青少年問題協議会 委員等名簿

(任期:平成30年10月1日～平成32年9月30日)

平成30年10月現在

		氏名	所 属	
1	委員	田中 理絵	山口大学教育学部 准教授	3年目
2	委員	池田 良鶴	宇部市保護区保護司会 保護司	新
3	委員	大塚 徹	宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会 委員	2年目
4	委員	山本 紀子	宇部市民生児童委員協議会 主任児童委員	新
5	委員	山田 修子	宇部地区更生保護女性会 会長	3年目
6	委員	小林 活枝	宇部市校区ふれあい運動推進員会連絡協議会 理事	5年目
7	委員	木村 誠	宇部市子ども会育成連絡協議会 副会長	5年目
8	委員	秋本 信敏	宇部市PTA連合会 会長	3年目
9	委員	岡崎 善磨	宇部市私立幼稚園連合会 (船木幼稚園 園長)	新
10	委員	原田 剛之	厚狭地区高等学校生徒指導連絡協議会 (宇部フロンティア大学付属香川高等学校 教諭)	新
11	委員	谷口 政仁	宇部市児童生徒健全育成協議会 会長 (西岐波中学校 校長)	2年目
12	委員	吉岡 淳也	宇部デパート・スーパー等防犯対策協議会 (フジグラン宇部 店長)	1年目
13	委員	※1	宇部市スポーツコミッション	新
14	委員	山本 麻紀子	宇部市文化創造財団 事務局次長	3年目

		氏名	所 属
1	専門部員	青木 敦彦	宇部警察署 生活安全課 課長
2	専門部員	村田 和昌	宇部市教育委員会事務局 学校教育課 指導主事
3	専門部員	民谷 有弘	宇部市教育委員会事務局 コミュニティスクール推進課 副課長
4	専門部員	西中 和豊	宇部市こども・若者応援部 こども・若者応援課 副課長

事務局 宇部市教育委員会事務局 教育支援課

※1 宇部市スポーツコミッションは、(一般社団法人)宇部市スポーツコミッションとして、平成30年10月1日の法人化を目指しているため、新体制決定後に改めて委員の選出をお願いしたいとの回答有。現時点では、体制が未定のため、役職等の決定も困難であるとのこと。

○宇部市青少年問題協議会条例

昭和三十四年十月二十四日

条例第五十五号

(設置)

第一条 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号。以下「法」という。)第一条の規定に基づき、宇部市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員)

第二条 協議会を組織する委員の数は、二十人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 市民

二 学識経験者

三 関係団体の代表者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 協議会に副会長一人を置き、会長が委員のうちからこれを指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会及び部員)

第四条 協議会に、専門の事項を調査させるため専門部会を置く。

2 専門部会の部員(以下「専門部員」という。)は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が任命する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要に事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(※附則の一部を省略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に宇部市青少年問題協議会条例に規定する委員である者は、改正後の宇部市青少年問題協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第二項の規定により委員として任命された者とみなす。

3 前項の規定により委員として任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十六年九月三十日までとする。